

2022年6月15日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様  
金融庁長官 中島 淳一 様  
労働政策審議会労働条件分科会委員 各位

全国労働組合総連合議長  
小畑 雅子

## 資金移動業者の口座への賃金支払いに関する意見

労働政策審議会労働条件分科会において、資金移動業者の口座への賃金支払いを認めるための議論が進められている。言うまでもなく、賃金とは、労働者及びその家族の生活を支える重要な収入源であり、支給と同時に、確実に、その全額があらゆる商品・サービスとの交換価値を有するものとして機能しなければならない。そのために労働基準法は、賃金の通貨払いの原則を定めている（24条1項）。

しかしながら、審議中の資金移動業者の口座への賃金支払いについては、安全性や確実性等に関する懸念が解消されていない。審議会でも、破綻時の資金確保と支払いの迅速性、個人情報保護などに関する質疑が何度も行われているが、適切な対応がはかれるとの確証を与える答弁はなく、労働基準法の見直し議論を先に進める段階にはないことが明らかになっている。

全労連は、本制度の導入に反対である。労働政策審議会には、これまでの審議状況から制度導入は認めるべき段階ではないとの答申をただちにまとめ、審議を終了することを要請する。また、この課題は、「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)で、「2021年度できるだけ早期の制度化を図る」とされたことを受けての対応だが、資金移動業の利権のため、労働者保護をないがしろにした政策の決定に抗議する。

以下、資金移動業者の口座への賃金支払いにかかわるリスクについて述べる。

### 1. 破綻等における補償制度、財務規律や資本規制の導入

資金移動業者の口座への賃金支払いに関する懸念は、第一に、資金移動業者が経営破綻した場合のリスクがある。現行の資金決済法においては、業者破綻時に債権額に応じて按分した額しか受け取れない可能性があり、十分な額が供託されている場合においても、供託金の還付に半年程度を要するとされている。この対応について、2022年5月27日の労働条件分科会において提示された資料 No.1 には、「資金移動業者が破綻した際の資金保全について、労働者保護の観点から、保証を強化する方策を引き続き検討中」(同日資料 p.5) としか示されず、その具体策は不透明である。また、資金保全の実効性に関しては、契約の形式的な確認では不十分との意見が出されたにも関わらず、現在示されている方向性は「指定後も〔中略〕資金移動業者、資金保全に関わる保証会社・保険会社等の賃金支払に関する業務の実施状況や財務状況等も確認する」、「これらの者が〔中略〕報告を行わない場合には〔中略〕

指定取消を検討することとする」(同 p.7)という程度である。保証会社に対する監督機関がない現状もふまえると、実効性には甚だ疑問がある。労働者の生活の糧である賃金の全額が確実にかつ速やかに労働者の手元に渡るという大前提からして、銀行と同水準の免許制度、財務規律や資本規制が導入されていない資金移動業者の口座への賃金支払いを認めるべきではない。

## 2．不正利用時の補償、プライバシー保護

第二に、不正利用などに対するセキュリティ対策、個人情報保護も大きな懸念点である。銀行の預金が不正利用された場合、預金者保護法により、無過失の場合は全額、軽過失の場合は4分の3が補償される。しかし、資金移動業者が管理する資金については、現在、法律による保護規定が存在しないとのことである。預金者保護法と同様、利用者に過失がある場合でも、一定割合が補償され、過失の立証責任は業者側が負担する制度が確立していなければ、賃金を振り込む口座にはふさわしくない。また、労働者の資金移動業者アカウントによって得た収入や支出に関する情報を、関係のない他の業務に流用することがないようにする規制も必要である。不正利用が起らないような予防策、不正利用時の補償とプライバシー保護の対策がなされなければ労働者が安心して用いることはできないが、今の資金移動業者には、そうした条件が整っておらず、賃金支払い口座としての適格性に欠ける。

## 3．労働者の本人同意

第三に、労働者本人同意についてふれたい。現行の労働基準法第24条でも本人への直接現金払い原則の例外として、銀行口座への支払いを認める場合には、労働基準法施行規則第7条の2にあるとおり、本人同意を要件としている。しかし、安全性等の問題解消が不十分ななか、本人が望んでいるのであれば適用すればよいではないか、として制度導入を進める発想には立つべきでない。周知のとおり、労使の力関係には不均衡があり、自由意思に基づく同意の取り付けが成立しない場合もあるからである。現状でも、賃金支払い口座として特定の銀行口座の開設が求められる場合が大変多い。同様に、特定の資金移動業者アカウントの開設が使用者から要請された場合、労働者が拒否することは困難である。

## 4．必要なのは外国人労働者や技能実習生が口座を円滑に開設できるサポート

今回の制度創設の根拠として、日本で働く外国人労働者にとって日本の銀行での口座開設が困難であることがあげられる。そうであるなら、金融機関が、外国人口座開設等の金融サービスの利便性向上をはかることや、外国人労働者、技能実習生等を受け入れている事業主に対し金融機関での円滑な口座開設をサポートする義務を課せばよいのであり、指摘してきたリスクに外国人労働者をさらす必要はない。また、外国人労働者は仕送り等のため、現金で母国に送金する機会が多いということだが、資金移動業者の口座への賃金支払いは、かえって母国での現金化に困難を生じさせることになる。

以上